



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第11号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(七九・廃棄物対策課)

公布された規則のあらまし

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(規則第七九号)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関し、申請、許可、届出等の手続について必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第七十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年佐賀県規則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)

及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第二条 知事は、法第八条第一項の規定による許可又は法第九条第一項の規定

による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

(様式第一号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第三条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第二号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第四条 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第五条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第四号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第六条 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第五号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第七条 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項の規定による届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第六号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第八条 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第七号)によるものとする。
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第九条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第八号)によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第十条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第九号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十一条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第十号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請)

第十二条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十一号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の相続の届出)

第十三条 省令第六条第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第十二号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第十四条 知事は、法第九条の五第一項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(様式第十三号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第十五条 知事は、法第九条の六第一項の規定による認可をしたときは、合併・分割認可証(様式第十四号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第十六条 法第十五条の二の四の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第十五号)によるものとする。

2 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、受理書(様式第十六号)によるものとする。

3 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に

おいて処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書(様式第十七号)によるものとする。

(産業廃棄物処理業等の変更届出に係る新たな許可証の交付)

第十七条 知事は、法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出があつた場合で、当該届出における許可証の記載事項に変更が生じたときは、新たに許可証を交付するものとする。

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第十八条 法第十四条第一項若しくは同条第六項の規定による許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)又は法第十四条の四第一項若しくは同条第六項の規定による許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、当該業に係る許可証(この条及び次条において「許可証」という。)をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第十八号)により知事に許可証の再交付を申請することができる。この場合において、許可証をき損し、又は汚損したために再交付を申請するときは、当該申請書に当該許可証を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理業許可証等の返納)

第十九条 産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、知事に許可証を返納しなければならない。

一 法第十四条の三の二(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。

二 前条の許可に係る事業のいずれかの全部を廃止したとき。

三 法第十四条第二項若しくは第七項又は法第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可の効力を失つたとき、又は許可の更新を受け、新たな許可証の交付を受けたとき。

四 法第十四条の二第一項又は法第十四条の五第一項の規定により事業の範囲の変更の許可を受け、新たな許可証の交付を受けたとき。

五 第十七条の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

六 前条の規定により許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき。

(再生利用業の指定等)

第二十条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する再生利用業の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用業個別指定申請書(様式第十九号)により知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業個別指定証(様式第二十号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 第一項の指定は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

(再生利用業に係る変更の指定等)

第二十一条 前条第一項の指定を受けた者(以下「個別指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書(様式第二十一号)により知事に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 個別指定業者は、次の各号に掲げる事項を変更したとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、変更又は廃止の日から十日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定変更等届出書(様式第二十二号)により知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人にあつては、代表者の氏名及び役員又は政令第四条の七各号で定める使用人

三 事務所及び事業場の所在地

四 再生利用の用に供する施設の位置及び設備の構造又は規模

五 再生利用の目的

六 再生利用の方法

七 取引関係

3 知事は、第一項の規定による変更の指定を行ったとき、又は第二項の規定による届出があつた場合で、指定証の記載事項に変更が生じたときは、新たに指定証を交付するものとする。

(再生利用業の指定証の再交付)

第二十二条 個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物再生利用業個別指定証再交付申請書(様式第二十三号)により知事に指定証の再交付を申請することができる。ただし、指定証をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合にあつては、当該指定証を添付しなければならない。

(再生利用業の指定の取消し等)

第二十三条 知事は、個別指定業者が法又はこの規則に違反したとき、又は個別指定業者として適当でないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(再生利用業の指定証の返納)

第二十四条 個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、知事に指定証を返納しなければならない。

一 第二十条第三項の規定による有効期限の満了により当該指定がその効力を失つたとき。

二 事業の全部を廃止したとき、又は第二十一条第三項の規定により新たな指定証の交付を受けたとき。

三 第二十二条の規定により指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したとき。

四 前条の規定により指定を取り消されたとき。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第二十五条 知事は、法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可をしたときは、産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(様式第二十四号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第二十六条 知事は、法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたときは、合併・分割認可証(様式第二十五号)を交付するものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第二十七条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第二十六号)によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第二十八条 政令第十九条の登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第二十七号。以下「登録証明書」という。)を交付するものとする。

(廃棄物再生事業者登録の変更の届出等)

第二十九条 政令第二十条の規定による変更の届出又は政令第二十一条の規定による事業場の廃止、休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者登録変更等届出書(様式第二十八号)によるものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、新たに登録証明書を交付するものとする。

(登録証明書の再交付申請)

第三十条 廃棄物再生事業者は登録証明書をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第二十九号)により知事に当該登録証明書の再交付の申請をすることができる。ただし、登録証明書をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合にあっては、当該登録証明書を添付しなければならない。

(登録証明書の返納)

第三十一条 廃棄物再生事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつ

たときは、速やかに、知事に登録証明書を返納しなければならない。

一 事業の全部を廃止したとき、又は第二十九条第二項の規定により新たな登録証明書の交付を受けたとき。

二 前条の規定による登録証明書の再交付を受けた後、亡失した登録証明書を発見したとき。

三 政令第二十条の規定により登録を取り消されたとき。

(申請書等の提出)

第三十二条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、管轄の保健所長を経由しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出部数は、別に定める場合を除き二部とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により行われた手続その他の行為は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により行われた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、 設置 の許可を受けた一般廃棄物処
第9条第1項 変更

理施設であることを証する。

佐賀県知事

印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種別及び 処理する一般 廃棄物の種別			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	<p>1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

様式第2号（第3条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力		t / 日 () 時間 t / 時間 面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
	処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、ダイオキシン類の濃度及び放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(最終処分場の場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分 委 託 処 分	
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分 委 託 処 分	
	処 分 方 法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破砕施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

*手数料欄

様式第3号(第4条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

佐賀県知事

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許 可 の 年 月 日
及 び 許 可 番 号

年 月 日 第 号

設 置 場 所

竣 功 の 年 月 日

年 月 日

使 用 開 始 予 定 年 月 日

年 月 日

※ 事 務 処 理 欄

備考

- 1 ※は記入しないこと。
- 2 提出の際には、以下のものを添付すること。
 - ・竣工後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ・その他参考となる書類又は図面

様式第4号(第5条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		t / 日()時間 t / 時間 面 積 m ² 埋立容量 m ³	t / 日()時間 t / 時間 面 積 m ² 埋立容量 m ³
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号			
※ 事 務 処 理 欄			

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府例第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

*手数料欄

様式第5号(第6条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
佐賀県知事		様	
		年 月 日	
		届出者 住 所	
		氏 名	
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更		
	△規則第5条の4(規則第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本 籍 所
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
* 事 務 処 理 欄			
備考			
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>			

様式第6号(第7条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

佐賀県知事

様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの 間の管理予定者及 びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋 立の深さ及び覆土 の厚さ	面積 埋立の深さ 覆土の厚さ m ² m m
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m ³)	性 状

備考

- 1 ※は記入しないこと。
- 2 提出の際には、以下のものを添付すること。
 - ・埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ・当該施設の周辺の地図
 - ・埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
 - ・その他参考となる書類又は図面

様式第7号(第8条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)

(裏面)

埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	

備考

- 1 ※は記入しないこと。
- 2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 5 提出の際には以下のものを添付すること。
 - ・当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ・当該最終処分場の周辺の地図
 - ・地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - ・当該申請の直前の2年以上にわたり行った保有水等の水質検査の結果を記載した書類
 - ・その他参考となる書類又は図面

様式第8号（第9条関係）

（表面）

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者
名称

代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※届出年月日		年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力		t / 日 () 時間 t / 時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、ダイオキシン類の濃度及び放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事務処理欄			

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画 (最終処分場の場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分 委 託 処 分	
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分 委 託 処 分	
	処 分 方 法		
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、破砕施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 			

様式第9号(第10条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者
名称
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 前	変 更 後
		t / 日 () 時間	t / 日 () 時間
		t / 時間	t / 時間
	面 積 m ²	面 積 m ²	
埋立容量 m ³	埋立容量 m ³		
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。